

# 平成24年度 宗像市小中一貫教育の基本方針

宗像市教育委員会

## ■ 第1章 基本方針の作成に関する経緯

宗像市教育委員会は、市内の児童生徒の学習意欲が学年が上がるにつれて低下していることや、中学校段階で学習等に不適應を起こし、不登校になる生徒が増えていることなどを背景に、平成18年度から小中一貫教育を導入することを決定した。

そして、平成18年度から3年間、大島中学校区と日の里中学校区をそれぞれ調査研究校として研究指定・委嘱を行った。大島中学校区は、施設が一体となっている中での小中一貫教育の推進のあり方について、日の里中学校区は、施設が分離している中での小中一貫教育の推進のあり方について、それぞれ調査研究を行った。

その結果、小中一貫教育は、学習意欲や知識・技能の向上や、不登校児童生徒数の減少につながることなどの成果があるという報告を得た。

この間、宗像市教育委員会は、宗像市小中一貫教育推進協議会に対して、平成19年11月に、今後の小中一貫教育の拡大のあり方について諮問した。当協議会は、平成19年から計5回にわたる2年間の協議や調査研究校等の視察の末、平成21年2月3日に最終答申を行った。

以下はその概要である。

まず、宗像市の小中一貫教育の利点として、①9年間にわたり児童生徒を継続的に把握することにより、児童生徒の知・徳・体に関する生きる力を伸長することが可能であること、②9年間の計画的・継続的な教育指導が展開でき、効果のある一貫した教育が可能であること、③社会性や豊かな人間性の育成につながる第1学年から第9学年までの異年齢集団による活動の実施が可能であること。

次に、留意点として、①宗像市教育委員会は、調査研究を行う中学校区内の学校数、学校の規模、児童生徒数、歴史や伝統、各学校間の距離等の地理的条件、児童生徒や学校教育への保護者・地域の願い等をきめ細かく分析すること、②各中学校区は、特別に支援を要する児童生徒を対象にした学校運営や教育活動が小・中学校間で円滑に行えるよう、目標達成に応じた組織の設定とその定期的な開催を行うこと、が示された。

そして、宗像市の小中一貫教育の今後の方向性として、①平成21年度から、各中学校区を調査研究校として段階的に指定し、平成26年度までにすべての中学校区で小中一貫教育の調査研究を行うこと、②調査研究校については、指定の前年度を準備校、次年度からの2カ年間を調査研究校として位置付け、最終年度に研究発表を行うこと、が示された。

さらに、宗像市教育委員会が小中一貫教育を導入するに当たっては、中学校区の小・中学校、保護者・地域の創意工夫によって特色ある小中一貫教育が展開できるよう、各中学校区に裁量権を与えることが望ましいとした。その実施形態については、①小・中学校が共通の教育目標を設定し、その目標達成に向けた一貫した教育活動を施設一体の中で行う形態、②小・中学校が共通の教育目標を設定し、その目標達成に向けた一貫した教育活動を施設が分離した中で行う形態、③小・中学校が共通の教育目標を設定し、その目標達成に向けて教育活動の一部を一貫させ、徐々にその他の教育活動へも拡大させる形態、の3つを示した。特に、教育活動の一部を一貫させる場合については、次の内容を取り入れたり、組み合わせたりすることを例示した。①体育・健康に関する教育活動を一貫させる中学校区。②特別活動を一貫させる中学校区。③道徳教育を一貫させる中学校区。④総合的な学習の時間を一貫させる中学校区。⑤外国語活動、外国語を一貫させる中学校区。⑥特別支援教育を一貫させる中学校区。⑦人権・同和教育を一貫させる中学校区。⑧生徒指導を一貫させる中学校区。⑨特定の教科における基礎・基本の確実な定着を図る教育活動を一貫させる中学校区。

加えて、小中一貫教育を進める中学校区については、「〇〇学園」などの愛称等を設けるなどして、自らが小中一貫推進校の児童生徒であるという所属意識を高める工夫をすることも示した。

最後に、宗像市教育委員会が小中一貫教育を導入するに当たっては、各中学校区が特色ある小中一貫教育を展開できるよう、①兼務教員による授業や小学校の学級担任の特徴教科を生かした交換授業を進めるために、兼務教員や市の学力向上支援教員等の配置について考慮するなど、人的な条件の整備を行うこと、②調査研究を継続的に進めるために、施設・設備の充実を図るなど、財政的な条件の整備を行うこと、などを掲げた。

## ■ 第2章 基本方針の骨子

これまでの答申の内容や調査研究校の取組の成果を踏まえ、宗像市教育委員会では、研究指定・委嘱を受けた中学校区が調査研究校として小中一貫教育を円滑に進めることができるよう、次の骨子による基本方針を作成した。

なお、「4 小中一貫教育調査研究校における教育活動」においては、大島中学校区や日の里中学校区の調査研究校の取組を受け継ぎ、実践できるようにするために、「調査研究校として実施する事項」と各中学校区が独自性を出すために「調査研究校が選択して実施する事項」の項目を設けることとした。

- 1 宗像市小中一貫教育の目標
- 2 宗像市小中一貫教育の実施
- 3 宗像市小中一貫教育の類型
- 4 小中一貫教育調査研究校における教育活動
  - (1) 中学校区における共通の目標設定と組織的運営
    - ① 調査研究校として実施する事項
  - (2) 教育課程の適正な編成・実施・評価
    - ① 調査研究校として実施する事項 ② 調査研究校が選択して実施する事項
  - (3) 研修や会議などの効果的推進
    - ① 調査研究校として実施する事項 ② 調査研究校が選択して実施する事項
  - (4) 指導方法・指導体制・評価方法などの教育指導の充実
    - ① 調査研究校として実施する事項 ② 調査研究校が選択して実施する事項
  - (5) 特別活動などにおける交流学习の充実
    - ① 調査研究校として実施する事項 ② 調査研究校が選択して実施する事項
  - (6) 生徒指導上の課題への適切な対応
    - ① 調査研究校として実施する事項 ② 調査研究校が選択して実施する事項
  - (7) 家庭・地域コミュニティとの連携
    - ① 調査研究校として実施する事項 ② 調査研究校が選択して実施する事項
  - (8) 学校運営評議委員会の設置
    - ① 調査研究校として実施する事項
- 5 小中一貫教育推進校における教育活動
  - (1) 各中学校区における小中一貫教育推進計画の作成
  - (2) 各中学校区における共同研究の推進

## ■ 第3章 基本方針の内容

### 1 宗像市小中一貫教育の目標

中学校区児童生徒の特性や実態に応じ、共通の教育目標や重点目標を設定したり、目標達成のための教育課程を編成・実施・評価したりして、義務教育9年間の小学校と中学校教育の連続性を確保することにより、義務教育を修了するにふさわしい確かな学力や豊かな心、健やかな体を育み、児童生徒の自尊感情の向上を図るとともに、保護者や地域住民に信頼される学校づくりを行う。

### 2 宗像市小中一貫教育の実施

宗像市教育委員会では、小中一貫教育の実施を以下のように行う。

- (1) 平成21年度から、各中学校区を調査研究校として段階的に指定し、平成26年度までにすべての中学校区で小中一貫教育の調査研究を行う。
- (2) 調査研究校については、研究指定・委嘱の前年度を原則として「準備校」とし、研究指定・委嘱期間を「調査研究校」という名称のもとに実施する。研究指定・委嘱期間は原則2年間とし、最終年度に研究発表を行う。なお、調査研究を終えた学校は「推進校」という名称のもと、継続して小中一貫教育を推進する。

### 3 宗像市小中一貫教育の類型

宗像市教育委員会では、小中一貫教育を次のように類型化している。

- (1) 中学校区の小・中学校が共通の学校の教育目標と重点目標を設定し、その目標達成に向けて、同一の教育指導計画書に基づきながら、全ての施設が一体の中で一貫した教育活動を行う形態。【小中一貫教育A型】
- (2) 中学校区の小・中学校が共通の学校の教育目標と重点目標を設定し、その目標達成に向けて、同一の教育指導計画書に基づきながら、施設が分離（一部一体型を含む）した中で一貫した教育活動を行う形態。【小中一貫教育B型】
- (3) 中学校区の小・中学校が共通の学校の教育目標もしくは共通の重点目標を設定するとともに、施設が分離（一部一体型を含む）した中で教育活動の一部を一貫させ、徐々にその他の教育活動へも拡大させる形態。その際、教育指導計画書は一貫する教育活動のみ合冊とする。【小中一貫教育C型】

宗像市教育委員会の研究指定・委嘱を受けた調査研究校が特色ある小中一貫教育を展開できるよう、中学校区児童生徒の実態や、教職員や保護者・地域の願いをもとに、小中一貫教育A型、小中一貫教育B型、小中一貫教育C型のいずれかを選択できるものとする。なお、小中一貫教育C型を選択した場合は、調査研究終了後も引き続き、工夫改善を行い、B型の実施に向けた指導計画の作成に努めていくものとする。

## 4 小中一貫教育調査研究校における教育活動

### (1) 中学校区における共通の目標設定と組織的運営

#### ① 調査研究校として実施する事項

- ア 目標設定に際して、中学校区の児童生徒の実態や地域、保護者の願いに基づく共通の教育目標もしくは共通の重点目標を設定し、中学校区小中一貫教育推進構想を作成すること。
- イ 計画づくりにおいて、各分掌組織ごとに年間業務遂行表等を整備し、定期的に業務遂行状況を評価・改善するシステムづくりを行うこと。
- ウ 組織づくりにおいて、中学校区の各学校において研究の推進や連絡調整を行う事務局校を置くとともに、中学校区の校長会、教頭会、教務担当者会、校内研修担当者会など、可能な限り合同の組織を編成すること。
- エ 推進校の中学校区の名称において、「〇〇学園」などの愛称や学園長を設け、組織的、計画的な教育活動を行うこと。

### (2) 教育課程の適正な編成・実施・評価

#### ① 調査研究校として実施する事項

- ア 教育指導計画書の作成に際して、教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等の計画の全部もしくは一部を一貫させ、それが教育実践に活用されるようにするとともに、単元や題材毎の評価規準を定め、適切な評価を行うこと。

#### ② 調査研究校が選択して実施する事項

- ア 時間割の編成において、同一の学校暦を作成したり、小学校間で週時制を同一にしたり、校時表における開始時刻を一部同一にしたりすること。

### (3) 研修や会議などの効果的推進

#### ① 調査研究校として実施する事項

- ア 校内研修において、中学校区共通の教育目標もしくは共通の重点目標の達成に向けて、指導内容や指導方法等についての共通理解を図るとともに、小中学校間や小学校間で授業を参観し合うこと。
- イ 研究主題の設定に際して、中学校区共通の教育目標もしくは共通の重点目標と関連させること。
- ウ いじめ・不登校問題、特別支援教育、人権・同和教育等に係る研修の実施に際して、中学校区合同で児童生徒の情報交換を行うとともに、個別の教育支援計画等を確実に引き継ぐこと。

## ② 調査研究校が選択して実施する事項

- ア 中学校区合同の職員会議や校務分掌会議を開催すること。
- イ 中学校区別小学校合同学年会議を開催すること。

## (4) 指導方法・指導体制・評価方法などの教育指導の充実

### ① 調査研究校として実施する事項

- ア 教育区分において、義務教育9年間を前期（小1～4年）、中期（小5～中1年）、後期（中2～3年）を区分すること。
- イ 指導方法において、めあてやそれと対応したまとめ、交流のある中学校区共通の授業スタイルを設けるとともに、教員相互の授業評価を基に教科・領域等の基本的指導技術の向上を図ること。
- ウ 小学校高学年の指導体制において、計画的に学級担任相互の交換授業や中学校教員の乗り入れ授業などを行い、一部教科担任制を行うこと。

## ② 調査研究校が選択して実施する事項

- ア 学力向上プランの作成において、中学校区の学力実態を調査・分析し、課題を明確にした教科プランを作成すること。
- イ 中期（小5～中1年）で、小学校における兼務辞令を受けた中学校の兼務教員による授業を行ったり、中学校における兼務辞令を受けた小学校の兼務教員による授業を行ったりすること。なお、その際、兼務教員が担当する教科等については、中学校区の実情に応じて選択・決定すること。  
なお、小学校在籍の教員に兼務辞令を発する場合は、中学校の免許を有しなくても中学校におけるティームティーチングによる指導協力者の場合であれば兼務辞令を発することができる。その際の指導時数は、小学校における指導時数として明記することとする。
- ウ 学び方ガイドの作成において、児童生徒が9年間で身に付ける学習技能や学習習慣を記載すること。
- エ 教材教具の選定において、中学校区小学校間で同一のものにすること。
- オ 掲示物において、学習指導に用いる板書カード等を同一のものにすること。
- カ 学習状況の評価に際して、中学校区小学校間において定期考査を実施したり、通知票の評価項目や様式等を同一のものにしたりすること。

## (5) 特別活動などにおける交流学習の充実

### ① 調査研究校として実施する事項

- ア 中学校区の学校間の交流において、学校行事やクラブ活動や部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを可能な限り実施すること。
- イ 前期（小1～4年）、中期（小5～中1年）、後期（中2～3年）の各教育区分の節目を意識する活動を設けること。

### ② 調査研究校が選択して実施する事項

- ア 集会活動において、中期（小4年）における二分の一成人式や縄跳び名人による低学年への指導、卒業生を送る会などを行うこと。
- イ 児童会・生徒会活動において、小学生が生徒会活動に参加したり、中学校生徒会が小学生に文化祭、体育祭の参加を呼びかけたり、読み聞かせをしたり、「入学のしおり」を作成したりすること。
- ウ クラブ活動や部活動において、中学生が小学生の指導をしたり、小学生が部活動の見学をしたり、小学校教員が部活動の指導支援をしたりすること。
- エ 儀式的行事において、後期（中2年）における立志式などを行うこと。
- オ 文化的行事において、小学校の音楽鑑賞会や観劇会などに中学校の部活動を招くこと。
- カ 健康安全・体育的行事において、小学校合同の新体力テスト、小中学生の交流給食、中学生による小学生の組体操の指導、運動会・体育祭での一貫リレーなどを行うこと。
- キ 遠足・集団宿泊的行事において、遠足や修学旅行、集団宿泊活動を合同に開催すること。
- ク 勤労生産・奉仕的行事において、小中学生合同のクリーン作戦などを行うこと。
- ケ 中学校入学説明会において、小学生の授業体験を行うこと。

## (6) 生徒指導上の課題への適切な対応

### ① 調査研究校として実施する事項

- ア 中学校区生徒指導委員会を組織し、問題行動やいじめ・不登校、情報モラル等生徒指導上の諸問題の解決に向け、定期的な情報交換を行うとともに、その防止に向けた合同研修会の企画・運営を行うこと。

イ 上記の諸問題の解決にあたっては、宗像市青少年センター（適応指導教室）や児童相談所、警察、地域コミュニティ等の関係機関との連携を密にし、主体的に情報交換を行うこと。

## ② 調査研究校が選択して実施する事項

ア 教室環境づくりにおいて、道徳コーナーや学級活動コーナーを設けること。

## （７）家庭・地域コミュニティとの連携

### ① 調査研究校として実施する事項

ア 中学校区の教育活動に対して、学校の日、学校行事や授業参観等において、アンケート等を作成することにより、意見や要望を把握すること。

イ 中学校区の教育活動に対して、学校評議員や学校運営評議委員の意見を聞く機会を設け、学校経営や教育活動に反映させること。

ウ 中学校区の教育活動の成果や課題をHPや通信、地域懇談会等を通じて発信すること。

### ② 調査研究校が選択して実施する事項

ア 「学校の日」において、めあてとまとめ等を明記した授業参観ガイドを作成し、授業を公開すること。

イ 教育委員会や地域コミュニティからの情報をもとに中学校区の人材リストを作ること。

ウ 地域コミュニティ主催の行事に際して、児童生徒を参加させること。

エ 中学校区小学校間で標準服を着用させること。

## （８）学校運営評議委員会の設置

### ① 調査研究校として実施する事項

ア 中学校区における学校運営評議委員会を、宗像市立小中学校管理規則第23条の2に基づいて設けること。

なお、中学校区において、学校運営評議委員会を設置する場合には、これを各校設置の学校評議員会（宗像市小中学校管理規則第23条）に代えることができる。



## 5 小中一貫教育推進校における教育活動

### (1) 各中学校区における小中一貫教育推進計画の作成

小中一貫教育推進校においては、調査研究期間に実施した上記「4 小中一貫教育調査研究校における教育活動(1)～(8)」の内容を整理しつつ、推進校として実施していく内容を決定し、継続・発展に向けた小中一貫教育推進計画を中学校区ごとに作成する。

なお、小中一貫教育推進計画は、各中学校区学校運営評議委員の意見を参考に、教育委員会と協同で作成していくものとする。

### (2) 各中学校区における協同研究の推進

小中一貫教育推進校は、調査研究終了後も小中共通の研究テーマを設定し、学習指導の充実や生徒指導上の課題解決等を目指した協同実践に取り組むものとする。

#### ア 学習指導の充実に向けた研究

- ・各教科や領域における指導方法の工夫改善（ICT活用）
- ・学力向上に向けた基礎基本の充実
- ・カリキュラム開発 等

#### イ 生徒指導上の諸問題の解決に向けた研究

- ・積極的生徒指導
- ・人間関係づくり 等